

軽度者に対する福祉用具貸与に係る例外給付の取扱いについて

[令和6年11月作成版]

1. 軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

介護保険制度により、要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者(以下「軽度者」という。)及び要介護2・要介護3(自動排泄処理装置のみ)に係る福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具(以下「対象外種目という。))は、原則として保険給付の対象外となります。

ただし、軽度者であっても、身体状況等に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付が認められる場合があります。

したがって、例外給付という原則をもとに、利用者の状態及び貸与の必要性をケアマネジメント・医師の医学的な所見等を通じて慎重に精査し、給付を行う必要があります。

2. 貸与種目対応表

対象外品目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4 及び5
ア 車いす及び車いす付属品	× (例外給付のみ)	× (例外給付のみ)	× (例外給付のみ)	○	○	○
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品						
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器						
エ 認知症老人徘徊感知機器						
オ 移動用リフト(つり具の部分は除く。)						
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)				× (例外給付のみ)		

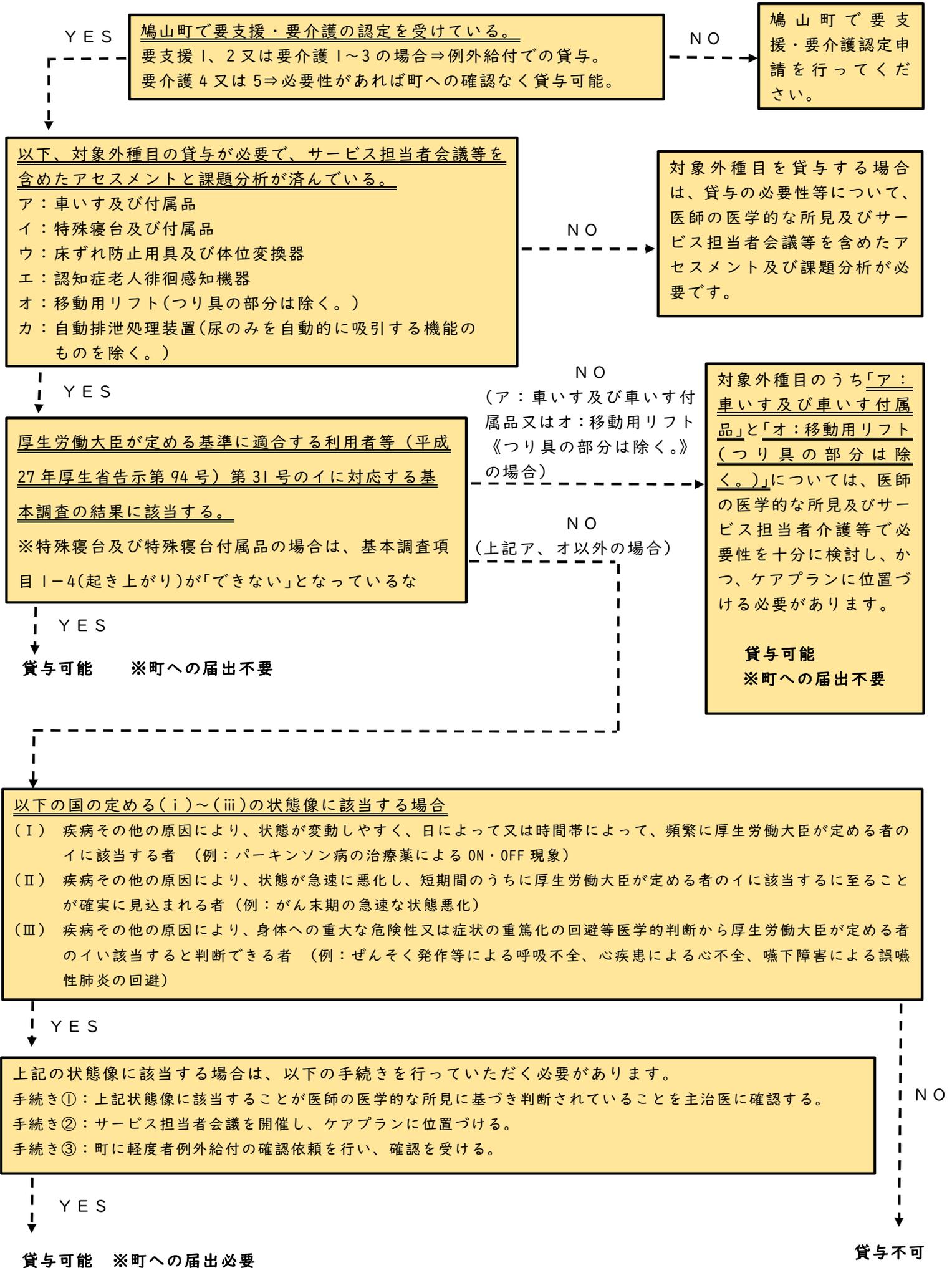
3. 軽度者への例外給付の確認について

軽度者に対して対象外種目を貸与する場合は、別表「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」の状態像にあたるかどうかを確認し、該当だった場合は町への届出はせずに貸与可能です。

なお、別表のうち「ア：車いす及び付属品」と「オ：移動用リフト(つり具の部分は除く。)」については、基本調査の結果に該当がなくても、医師の医学的な所見及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が判断し、ケアプランに位置づけることで町への届出はせずに貸与可能です。

町への届出の有無については、次ページのフロー図を確認してください。

軽度者への例外給付の確認について(フロー図)



4. 町に対する確認申請の手続方法について

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生省告示第94号）第31号のイに対応する基本調査の結果に該当する場合や、「ア：車いす及び車いす付属品」又は「オ：移動用リフト《つり具の部分は除く。》」においてサービス担当者会議等を含めた適切なケアマネジメントが行われている場合は、原則、町への届出はせずに貸与可能です。

その他、国の定める(i)～(iii)の状態像に該当する場合は、以下の手続を行ったうえで必要性が認められた利用者については、対象外種目の貸与が可能になります。

《国の定める状態像》

- (I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- (II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）
- (III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

《手続方法》

居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)に所属するケアマネジャー等は、軽度者への例外給付を希望する場合は、以下の1～4のとおり手続を行ってください。

- 1 上記状態像に該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- 2 サービス担当者会議等を含めた適切なケアマネジメントにより対象外種目の必要性が判断されている。
- 3 町に軽度者例外給付の確認依頼(以下①～④を提出)を行い、確認を受けている。
 - ① 軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書(様式第1号)
 - ② サービス担当者会議等を含めた適切なケアマネジメントにより対象外種目の必要性を判断していることが確認できる書類
 - ◇ケアプラン4表⇒要介護
 - ◇介護予防サービス・支援計画記録等(サービス担当者会議の要点含む)⇒要支援※サービス担当者会議録の作成にあたっては、「サービス担当者の会議の要点(参考)」を確認してください。
 - ③ 医師の医学的な所見に基づき判断されていることが確認できる書類
 - ◇担当者会議に主治医が参加している場合
 - (1)ケアプラン4表⇒要介護
 - (2)介護予防サービス・支援計画記録等(サービス担当者会議の要点含む)⇒要支援
 - ◇担当者会議に主治医が参加していない場合⇒下記の(1)～(3)のいずれか
 - (1)主治医意見書 (2)医師の診断書(具体的診断名及び症状が記載されているもの)
 - (3)軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的な所見の聴取記録(様式第2号)

④ 本人状態を確認できる書類

◇ケアプラン1表、2表(要介護)／介護予防サービス・支援計画書(要支援)

≪ 審査 ≫

町は、居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)のケアマネジャー等から提出された書類を確認し、例外給付の必要性を判断します。

審査の結果、当該被保険者が例外給付の対象者として認められた場合は、「軽度者に対する福祉用具貸与に係る例外給付確認結果通知書(様式第3号)」によりケアマネジャー等に通知します。

ケアマネジャー等は、本通知書に記載されている例外給付有効期間の開始日以降に貸与を開始してください。

≪ 定期的な検証及び見直し ≫

令和6年度介護報酬改定により、福祉用具貸与に係るモニタリングが義務化されました。

そのため、例外給付により貸与が認められた後は、定期的にサービス担当者会議を開催などにより、効果の検証及び見直し(モニタリング)を行いケアプランに記載してください。

検証等が適切に行われていないことが発覚した場合、町に保険給付費を返還してもらうことがありますので、ご注意ください。

なお、例外給付認定後及び検証等の際、町で定期開催している「地域ケア会議」に諮ることがあります。開催前に、町からケアマネジャー等に対し、会議出席の依頼を行います。

≪ 更新 ≫

例外給付が認められる期間は、要支援・要介護認定の有効期間終了日までとなります。

有効期間の更新(変更)後も継続して例外給付を受けたい場合、有効期間内に再手続きが必要です。

例)要介護1の認定あり。有効期間が令和6年2月1日～令和6年7月31日

再手続き期限：令和6年7月31日まで

※1 原則、更新または変更申請を行い、認定が確定した後に申請してください(例外給付の必要性を記載したケアプラン等の作成が必要なため)。

※2 認定の遅れにより必要書類の用意が間に合わない場合は、必ずご連絡ください。

≪ 提出方法等 ≫

1 提出窓口：〒350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16

鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当 TEL 049-296-1210(直通)

E-mail: hl90@town.hatoyama.lg.jp

2 提出方式：窓口、郵送、メール等(※メール提出の場合、必ずパスワード設定をしてください。)

3 提出期限：新規の場合は、貸与開始日の2週間前まで／更新または変更の場合は、有効期間終了日まで

※新規、更新、変更のいずれの場合であっても、余裕を持って手続きを行ってください。

《留意事項》

- ・町への申請は、貸与開始日より前に行ってください。原則、貸与開始日の遡及は行わないため、申請前に貸与した分は全て自費となります。
- ・がん末期等の緊急性が高い場合などは、事前相談のうえ貸与開始日を遡及する場合があります。
- ・要支援の方で地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託している場合は、委託先の居宅介護支援事業者が書類を提出してください。

別表 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生省告示第94号）

第31号のイ」

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「3.できない」
	②日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する項目なし。ケアマネジメントによる判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3.できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「1.できる」以外又は基本調査3-2(毎日の日課理解)～3-7(場所の理解)のいずれかが「2.できない」 又は基本調査3-8(徘徊)～4-15(話がまとまらない)のいずれかが「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2(移動) 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8(立ち上がり) 「3.できない」
	②移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「3.一部介助」又は「4.全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する項目なし。ケアマネジメントによる判断
カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者 ①排便において全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「4.全介助」
	②移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「4.全介助」

(参考) 福祉用具が必要となる主な事例内容<<例>>

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容
状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具、体位変換器 ・移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF現象)が頻繁におき、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具、体位変換器 ・移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具、体位変換器 ・移動用リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要となる。
医師禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具、体位変換器 	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	人工股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。